

# 会 議 録

令和5年度第1回弘前市空き家等対策協議会		
日 時	令和5年7月7日（金） 10時00分～11時00分まで	
場 所	弘前市役所 市民防災館 3階 防災会議室	
議 長	弘前市空き家等対策協議会会長 櫻田 宏	
出 席 者	委員 (9人)	市長、齋藤委員、三上委員、西澤委員、崎野委員、 片岡委員、増田委員、村田委員、板垣委員
	事務局 (6人)	建設部長、建築指導課長、同課長補佐、 建築指導課主幹兼空き家対策係長、同主査、同主事
欠 席 者	なし	
会 議 の 題	・弘前市空き家等対策計画の改訂案について	
会 議 資 料 の 名 称	・弘前市空き家等対策計画（改訂案） ・別紙 弘前市空き家等対策計画の改訂について	
会 議 内 容 (発言者、発言 内容、審議経 過、結論等)	議事録のとおり	

## 議 事 録

【10:00 開会】

司 会

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回弘前市空き家等対策協議会を開会いたします。

本日は、三上雅通委員から遅れて出席となる連絡を受けておりますが、委員の過半数が出席しておりますので、弘前市空き家等対策協議会運営要綱第3条第2項の規定により、会議は成立いたしますことをご報告いたします。

なお、弘前市空き家等対策協議会運営規程第2条により、会議は公開することとなっております。

今回の会議録については、ホームページ上で公開し、市民に周知することとしております。

それでは、議事に先立ちまして、当協議会会長の、弘前市長 櫻田 宏よりごあいさつを申し上げます。

会 長

<会長あいさつ>

司 会

それでは次第に従って進行してまいります。これより議事に入りますが、弘前市空き家等対策協議会運営要綱第2条第4項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。それでは、会長よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、運営要綱の定めに従いまして、しばらくの間議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題「弘前市空き家等対策計画の改訂案について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

弘前市空き家等対策計画の改訂案についてご説明いたしますが、委員の皆様には、事前に改訂案を配布させていただいておりますので、別紙の改訂案説明資料を基に主な改訂内容について説明させていただきます。

お手元の別紙1ページ目をご覧ください。

まず、1番の改訂理由ですが、空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に基づいて、平成30年に策定した「弘前市空き家等対策計画」について、令和4年度で計画期間が満了したことに伴い、令和4年度に実施しました「空き家実態調査」及び「空き家所有者意向調査」の結果や、国の空き家等政策の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画内容を改めるもの

です。

次に2番、改訂内容についてです。

1) 計画期間についてですが、これは冊子でお配りしている「弘前市空き家等対策計画」の38ページをお開きください。38ページの「3-3 計画期間」の部分となりますが、上位計画である「弘前市総合計画」に合わせ、計画期間を令和8年度まで延長いたします。なお、これ以降「弘前市空き家等対策計画」については、単に「対策計画」として説明させていただきます。

次に、2) 社会情勢の変化等の部分ですが、国勢調査、住宅土地統計調査及び住宅市場動向調査や、法改正に伴い、記載内容や数値を最新のものに修正しております。

主なものといたしまして、①については、対策計画の8ページをお開きください。表2-1の計をご覧くださいと、本市の総人口は、平成12年で193,217人であったものが、令和2年には168,466人と、20年間で24,751人、減少しております。

次に②についてですが、対策計画の9ページをご覧ください。人口構成比について、緑色の折れ線が65歳以上の高齢者を表していますが、その割合は右肩上がりで増加しており、令和2年には全体の32パーセントとなっております。

次に③についてですが、対策計画の13ページをお開きください。表2-5をご覧くださいと、65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、単独世帯と高齢夫婦のみ世帯を合わせた高齢者のみの世帯は、平成12年においては合わせて33.1パーセントであったものが、令和2年においては合わせて50.8パーセントとなっており、20年間で約18ポイントも増加しております。

次に④についてですが、対策計画の20ページをお開きください。こちらの図2-11のグラフをご覧くださいと、赤い線の平成30年の全国の空き家率は5.6パーセントとなっており、同じ年の本市における空き家率は緑色の線の5.7パーセントと、青森県全体の空き家率である青色の線の7.7パーセントを下回ってはおりますが、全国の空き家率をやや上回っている状況となっております。

なお、平成25年度との比較で見ますと、本市の空き家率は、0.1ポイントの増となっております。

この値は、全国の0.3ポイント増、県の1.5ポイント増、さらには資料にはございませんが、青森市の1.0ポイント増、八戸市の0.9ポイント増と比べて低く抑えられているところであります。

この理由といたしましては、県内でもいち早く空き家対策に積極的に取り組んできた成果が、数字として表れてきているものと考えております。

次に⑤の部分ですが、対策計画の 47 ページから 55 ページにかけての部分となります。空き家等の政策に係る民法や、空き家等対策の推進に関する特別措置法等の法改正による、財産管理制度や相隣関係規定の変更や、相続登記の義務化などについて組み入れております。

続いて別紙の 3) 弘前市空き家実態調査及び空き家所有者意向調査結果です。令和 4 年度に実施した「空き家実態調査」及び「空き家所有者意向調査」の結果報告を踏まえ、記載内容や数値を変更しております。

主なものといたしまして、①については、対策計画の 16 ページをお開きください。ここからは空き家実態調査の結果についてであります。空き家件数は、平成 28 年度に実施した実態調査では 1,412 件であったものが、令和 4 年度では 2,546 件に増加しております。

次に②についてですが、対策計画の 18 ページをお開きください。市全体の戸建ての住宅における空き家率については、平成 28 年度では 2.4%でありましたが、令和 4 年度では 4.9%に上昇しております。

次に③については、対策計画の 21 ページをお開きください。実態調査において確認された 2,546 件の空き家について、空き家の状態を総合判定した結果、判定区分 A・B・C が利活用可能な空き家として合計 2,105 件であり、全体の約 8 割となっております。一方で、判定区分 D・E・F が管理不全な空き家として合計 441 件あり、全体の約 2 割という状況となっております。

次に④については、対策計画の 22 ページをお開きください。表 2-9 をご覧いただきますと、文京地区や三大地区、二大地区などの市街地における空き家は概ね 8 割から 9 割が利活用可能となっており、郊外の地区に比べて高い状況となっております。23 ページには、表 2-9 をグラフ化したものを掲載しております。

次に⑤については、対策計画の 27 ページをお開きください。ここからは空き家所有者意向調査の結果であります。建物所有者の年齢について、円グラフをご覧ください。60 歳代が 34.1 パーセント、70 歳代が 30.8 パーセント、80 歳代が 16.5 パーセントであり、合わせますと約 8 割が 60 歳代以上となっております。この結果から、所有者の高齢化に伴い、空き家の維持管理が困難になっていくことが考えられるものとなっております。

次に⑥については、対策計画の 28 ページをお開きください。空き家となった原因・きっかけについてですが、円グラフをご覧ください。「死亡したため」が 39.8 パーセント、「施設に入居したため」が 12.5 パーセントであり、合わせて全体の約 5 割となっております。この結果から、居住者の住まいが子世代へ住み継がれていない状況がうかがえるものとなっております。

次に⑦については、対策計画の 30 ページをお開きください。空き家の維持管理で最も多い悩みについてですが、図 2-20 をご覧いただきますと、悩みが多いものは「管理が負担なので手放したい」が 59 件、「解体したい」が 58 件となっております。この結果から、空き家の利活用や解体を促す仕組みづくりが求められるものとなっております。

次に⑧につきましては、対策計画の 31 ページをご覧ください。空き家の今後の予定についてですが、図 2-21 の円グラフをご覧くださいと、「空き家にしておく」が 16.4 パーセント、「わからない」が 7.8 パーセントであり、合わせて予定が決まっていない空き家は約 2 割となっております。また、空き家にしておく理由としては「解体費用をかけたくない」、「更地にしても使い道がない」、「解体すると土地の固定資産税が高くなる」等が多い結果となっております。

次に⑨については、対策計画の 32 ページをお開きください。図 2-22 をご覧いただきますと、空き家を利活用、処分する上での悩みで多いものとしては、「建物の痛み具合」が 33 件、「買い手・借り手の少なさ」が 26 件、「内装や設備の古さ」が 25 件、「リフォーム費用」が 19 件、「家財道具や生活用品の整理や処分」が 15 件という結果となっております。

続きまして別紙の 2 ページ目をお開きください。

4) 空き家対策の実施状況ですが、これまでの空き家対策の実施状況を踏まえ、実績値や記載内容を変更しております。

主なものとしまして、①の部分については、対策計画の 50 ページをご覧ください。こちらでは、弘前圏域空き家・空き地バンクの取組について更新しております。空き家・空き地バンクの広域化や、本年度から開始した物件登録奨励品の贈呈、全国版空き家バンクホームページの活用を更新しております。

次に②については、対策計画の 47 ページ及び 48 ページをご覧ください。こちらでは、市の介護福祉課で発行している終活ノートの活用や、市のおくやみコーナーに来られたご遺族を空き家の総合相談窓口である建築指導課へ誘導するなど、本市における空き家対策の新たな取組について加えております。

次に③については、令和 4 年度時点の実績を基準値に更新するもので、後ほど改めてご説明いたします。

次に別紙の 5) については、対策計画の 45 ページ以降の第 4 章の部分となりますが、空き家等に関する具体的な対策に新規で追加した事項であります。空き家所有者意向調査結果や国の空き家等の政策の動向を踏まえ、個別施策等に新たな事項を追加しております。

	<p>追加した主な施策等の部分ですが、対策計画の 51 ページ目の「2-5 各種コーディネート体制の強化」、52 ページ目の「2-6 空き家所有者等情報の外部提供制度」、「2-10 農地付き空き家の利活用促進」、55 ページ目の「3-8 財産管理制度等の活用」、58 ページ目の「5-1 積極的な情報発信」について組み入れております。</p> <p>続きまして別紙の 3 ページ目をお開きください。</p> <p>6) につきましては、対策計画の 60 ページをご覧ください。こちらでは、目標値として、計画期間における目標設定をしております。</p> <p>施策成果指標として、一つ目を、空き家・空き地の利活用数、二つ目を、危険・老朽空き家に対する措置数、三つめを、空き家等の数としております。</p> <p>基準値ですが、令和 4 年度における基準値のそれぞれの件数については、令和 4 年度までの実績値となっております。</p> <p>目標値の部分では、令和 8 年度における目標値として、一つ目の空き家・空き地の利活用数については、平成 28 年度から令和 3 年度までの利活用件数が一年あたり 36.8 件であったことを受けまして、一年あたり 40 件を目指すものとして、その 5 年間の累計に、総合計画策定時の基準値である 233 件を加えたものとしております。二つ目の危険・老朽空き家に対する措置数については、一年あたり 31 件を目指したもので、これまでの単年度の実績の最高値を用いたものとしております。三つ目の空き家等の数については、一年あたり 102 件の空き家の解消を目指したもので、4%の空き家の解消率を目指したものとしております。</p> <p>説明は以上であります。</p>
議 長	<p>以上で、事務局からの説明が終わりました。いろいろな項目、全般にわたっての説明でありましたが、ただいまご説明申し上げました内容につきまして、皆様からご意見、ご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>途中からなので、もしかして説明が終わってるかもしれませんが、新たに追加した主な施策の中で、財産管理制度等の活用とあります。これは今まで財産管理人とっていたものが財産清算人という名前が変わったので、ただ名前が変わっただけでなくて非常に使い勝手が良くなっています。これは、市でどの程度財産管理人制度を活用されているのか、現在もしお分かりになれば教えてください。</p>
事務局	<p>これまでの市の財産管理人の取組についてですけれども、これまで 3 件ほど行っております。今年も 1 件、4 件目として裁判所の方に申し立てを行って</p>

	<p>おります。例年、予算もだいたい 50 万円を予納金ということで確保しておりますので、毎年度 1 件ずつでもやっていきたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。その他、何かございませんでしょうか。</p> <p>昨年度の実態調査の中で、所有者の 8 割が 60 歳以上だというのが現状であります。20 年前から比べて相当その状況が悪化しているというところ、あるいは家族に引き継がれていないという、県外に就職等で出た方がそのまま、こちらには誰も残っていないといった状況であったり、あるいは中心市街地に近いところであれば使用が可能な建物が 8 割、9 割だという状況でもありますので、ここら辺にどうやって踏み込んでいけるかといったことがこれからの空き家対策になっていくのかなというところであります。これまで危険なので解体するという話がけっこう多かったんですけども、もっと活用できるような環境、それから情報を提供、それであれば家をリフォームして使ってみたいなという人たち、弘前市としても移住にだいぶ力を入れておりますがなかなか移住につながっていないといった状況もありますので、これらすべて総合的に考えての空き家対策になるのかなという風に思っています。</p>
<p>委 員</p>	<p>議長の提案に関して、対策計画の改訂案についてはこれでよろしいと思うんですが、数値の評価の仕方で、中心市街地に近いところでは利活用できる空き家が多いというデータが示されていますが、これは既存不適格等で実は建てられないとか、そういう敷地があったりとかはしないのでしょうか。実質使えるかどうか。実質建て直しができるかどうかは確認されているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>空き家の状態を調査した結果であって、建築基準法の既存不適格とか、そちらについてはまだ確認はできていないところでございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>議長が言われたように、利活用をやるのは非常にいいことだと思うので、そこら辺もどれくらいできるのか、あるいは詳細はわかりませんが、建築基準法の、表現は難しいですが抜け穴、うまく使える施策というのをご検討いただければなお一層利活用できるのではないかと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。これ全部建て替えることができない場所がけっこうあるように思うのですが、リフォームをするという形であれば、建て替えはできないけれどもそのまま土地を活用して建物を新しくしたりと、それで躯体を残して全面改修したというのを見たことがありますので、そういう条件を市の方の事務局でも整理をして、相談等あれば対応していければという風に思い</p>

<p>委員</p>	<p>ます。よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>その他、皆さまから何かご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>今回の改訂で、農地付きの空き家の利活用というところで、5,000 平米以下の農地であっても地域で農業をやる場合は、農家という形で見られると思うのですが、そうなった場合に、調整区域で土地を買ってそこに新たに家を建てたいという場合は、農家の条件を満たすことになるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法の関係につきまして、私どもの方でも把握できなくて申し訳ないですけれども、農地法においてこれまで 5,000 平米という基準をもって、それを取った場合に農業ができるという形で取得できると思っておりましてけれども、こちらのご意見につきましてもう少し詳しく確認したうえで、お知らせをしたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの件はしっかりと調べて、関係課と調整をして回答をさせたいと思いますのでお願いいたします。その他、何かご意見、ご質問等ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>何年か前に各町会に空き家が何件あるかということで調査したはずなんですよね。私、町会連合会の豊田地区で、各町会に今現在どれくらいあるかっていうことで調査したはずなんですよ。それがデータとしてあると思うのですが、その後、各町会にはこの空き家がどういう風な状況になっているかという具体的な話が無かったので、差し支えないように情報を流していただければ大変よろしいのかなと。私、小比内なんですけれども、その当時に 5、6 件あったのかな、それで今 2 件ほどその建物を壊して更地、または他の人が買ってくれたと、お家を建てたというところがあるんですけども、その後、どういう風な形で残っているのか、その辺差し障りのないような情報を町会長に流していただければ大変助かるかなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成 30 年から令和元年にかけて、全町会に対して調査をお願いしております。そのあと、市の地理情報システムというのがありまして、それに空き家の情報を蓄積して、昨年の調査でもたいへん役に立ったのですけれども、その後、要望のあった町会に対しては情報提供をしております。特にないところについては、情報提供をしてなかったのですけれども、今回委員からは全町会に出していただきたいというお話ですよ。</p>

委員	<p>全町会でなくても、情報提供ほしいっていうところに発信していただければ。</p>
事務局	<p>それは可能ですので、小比内町会さんに情報提供させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今聞いて、やはり調査の協力をお願いしているのであれば、全町会に情報を提供していかないと、市民との協働でさまざまな施策を展開するわけですから、今回の空き家対策についても、各町会長さんはじめ皆さんに協力していただいたことに情報を返すということはしっかりやらなければいけないという風に思いますので、委員のご意見をいただいて、全町会にどういう状況だったかということをお返ししたいと思います。</p> <p>その他何かご質問、ご意見ございませんか。</p>
委員	<p>別紙1 ページ目の3)の⑧のところですが、今後の予定が全然決まっていなとか、解体すると土地の固定資産税が高くなるからという理由で壊していない人がいるということですが、これ確かに私もよく、建物壊せば土地の税金が上がるからとか聞くのですけれども、何か特別、市の条例を設けて、空き家壊しても税金変わらないとか、もしくはその基準を超えた建物から逆に税金上がるよとか、そういった対策ってできないもののでしょうか、お伺いします。</p>
事務局	<p>そういうお話は、かなりいただいておりまして、固定資産税の担当課とも協議を行っております。減免という形ではできないという協議結果になってまして、例えば固定資産税分の補助金を出すとか、そういった形でできればということで、いろんな方法があると思いますので、今後こちらでも検討していきたいと。空き家の原因の一つでもありますので、検討してまいりたいと思っております。</p>
議長	<p>法制度的になかなか弘前市だけという風にはならないかもしれないですが、それだけではなくてさまざまな方策を考えて、こういう形であればできるということを検討しているということですので、またいろいろご意見あればお願いしたいと思います。</p> <p>その他なにかご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>それではないようですので、その他、今回の計画ということだけではなくて、それ以外に空き家対策全般について何か皆様からご意見等ございませんか。</p>

<p>委員</p>	<p>計画案 58 ページ、5 - 3 ですが利活用に対する市の支援制度ということで、空き店舗については特に土手町等は空き店舗が多いですけれども、この空き店舗活用チャレンジ融資補助金であるとか、中心市街地の空き店舗、これ具体的にどんなことをなされているのか、これについて支援状況はどうなっているのか教えていただければ。</p>
<p>事務局</p>	<p>空き店舗の事業につきましては、商工部で担当となっております、空き店舗活用チャレンジ事業につきましては融資制度を利用する際の利子と信用保証料を補助するということになっております。その他にも中心市街地の空き店舗を活用する事業等もございます。</p>
<p>委員</p>	<p>特に土手町なんかの場合は空き家であり空き店舗であるという、つまり居住もしてただけでも居住をお止めになって、店舗も空き店舗になっているんですね。商工部と、それからこちらの部との間でリンクするような場合もあると思うんですよ。ですからこのあたりはぜひ一緒になって、部が違うからということではなくて、特に弘前の土手町というのはとても大事な商業地域ですから、ここら辺はきっちり何らかの対策をやっていただければと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。役所は縦割りではなく、横の情報共有をしっかりとっていきたいと思います。その他、ご意見等ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>私、市民代表としてではなくて、市民の一員として、非常に個人的な話ですけれども、前回は触れたのですが、委員の方々ご存知ない方がほとんどじゃないかと思うのですが、建築指導課さんは把握していると信じておりますけれども、我が家というよりも私の実家が、ずっと代々いわゆる昔の言葉でいう囲繞地という、周り全体を公道につながるところがなくて、隣も後ろも左側も全部よその所有地であるというところで、両親がいなくなりまして、相続するというわけに、いろいろ税の問題とか、方向的に簡単に引き継ぐというのができないような法律になっているんですよ。実際それに関してはいろんなところに打診してみて、どうにも方策が今のところないということで、じっと我慢をしないといけないのかなという、いつもそういう思いで来ているわけですけども。実際アンケート調査を市の方でやられているということで、私正式に市に登録してないので、私のところには来てないのだろうと思いますけれども、実際、囲繞地、要するに四方塞がりのような土地を持ってて、固定資産税だけは正規にお支払いして、まだ3年くらいですけどもね、この先ずっと所有者がは</p>

っきりしないまま、ずっと長男である私が代わりに払い続けていかなきゃいけないものなのかっていう疑問が非常にありまして、ただそれについてはすぐ結論を求めてるっていうわけじゃなくて、実際市の方でいろいろ調査した中でそういう事例があるものかどうか、あるとしたらどの程度そういうのがあるのか、昔ですからお隣さんとなあなあ関係でずっと来ているのも、いろいろと土地の慣習っていうのがあるのかもしれないけれども、その辺調査の結果で何か出ているかということを知りたいのですが。

事務局

調査の結果では囲繞地については判別はしておりませんので、何件あるかというのはいくらもわかりませんが、先日も、囲繞地についての相談がありました。その方は、もういらないので、誰かに引き取ってほしいという思いがありまして、もし引き継いでもらえる方いるとすれば、その周りの方、手前の方とかしかいないんですよ。なので、その方に市でも一緒に同行して、もらってもらえないかということでお話ししたのですが、もらってもらえないという状況でした。その周りの方がもらっていただけないと、なかなかそういう土地って売れないじゃないですか。それから、先ほどお話ありましたけれども、そういう土地っていうのは接道がないので再建築はできないという、そういう特殊な土地になりますので、解決が少し難しい土地っていう状況にありまして、我々も一緒に行って、隣の方にお話ししたり、お手伝いもさせていただいてるんですけども、なかなか解決しない状況という、少し難しい空き家なのかなと思っております。

委員

ありがとうございます。それともう一つ、ちょうど一か月くらい前に新聞で見たのですが、参議院で、そういう土地、どうしてもいろんな事情で売買ができない人に対しての固定資産税が六分の一になるという記載が新聞に出てまして、これちょっと朗報かなと。少し安くなればいいなと思って。けれどもそれは、土地の面積に限度がある。今日新聞忘れて持って来なかったのですが、面積 200 平米ということが書いてありまして、じゃあうちは坪じゃなくて平米に直したらどうなるだろうということで、ちょっと計算してみたら少しオーバーしてありまして、対象にならないのかなって。しかもこれ今年度中という記載もあったのかなと。新聞の記事がすべて正しいとは思いませんけれども、そういうことでますますこれ難しい問題を抱えているのだなということなので、すぐ解決できるような問題ではないということも十分理解しているつもりですので、これ以上お話しするのは控えたいと思うのですが、そういう市民もいるっていうことを皆さん知っておいていただきたいということで、今回、市に応募して委員にならせてもらったというのが本来の目的でございますので、

	<p>皆さんご理解よろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>市の方でも、何ができるか検討してまいりたいと思っております。情報というわけではないのですけれども、国の方で制度改正がございまして、国に不動産を渡す制度がもう始まっています。要件があり、更地であれば費用はかかるんですが国で引き受けてもらえるという制度ができましたので、そういった部分の市民の方への周知というのでも取り組んでまいりたいという風に考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。そういう情報がありましたらぜひお知らせください。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のお話は、弘前市に限った話ではなくて全国的にそういう事例があると思います。私としても、青森県市長会、あるいは全国市長会の方にもそういう状況だと、弘前市だけの問題ではなくて全国の問題だということを機会があれば話をしてみたいという風に思っております。国全体で制度を作っていくという、うちはできる、うちはできないっていうのはちょっとおかしいと思うので、国全体の問題として解決してもらえよう要望活動をしていきたいと思っておりますのでご理解いただければと思います。</p> <p>その他、何かご意見、ご質問等ございせんか。</p> <p>ないようですので、これをもちまして議事の方を終了いたしますが、今日は特に皆様から活発なご発言がありましたので、皆様のご発言をもとにこれからさらに弘前市としても空き家対策に力を入れていきたいと思っております。皆様と協働によって、このさまざまな問題を解決していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございました。今後も引き続きよろしくお願いいたします。以上で議長の役目を終わらせていただきます。進行をお返しいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。弘前市空き家等対策計画の改訂案、本日審議していただきましたものにつきましては、皆様のご意見を踏まえまして改訂作業を進めたいと考えております。改訂後の弘前市空き家等対策計画は、ホームページ等で公表するとともに、後日委員の皆様にもご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして令和5年度第1回弘前市空き家等対策協議会を閉会いたします。委員の皆様たいへんお疲れ様でした。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;"><b>【11：00 閉会】</b></p>